

# 鳥インフルエンザA（H7N9）への対応について

平成27年3月16日（月）現在

※下線部は前回（平成27年1月28日）からの時点更新部分

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

各項目の照会先は文末をご参照ください

## 1. 人における感染状況

○ 平成25年3月31日に中国政府が3名の感染を公表。

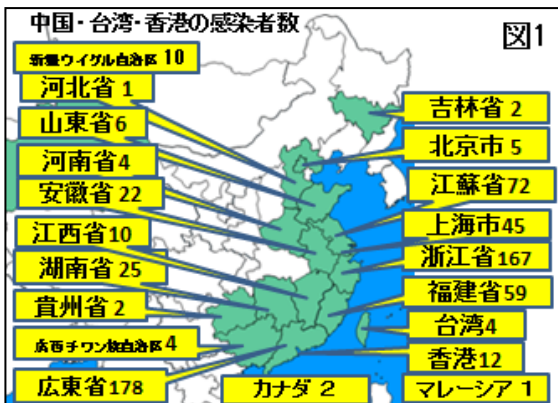
○ 現在までの発生状況は以下のとおり。

・感染が確定した者：631名※、死亡者：235名※※

※WHOの平成27年3月11日発表に基づく。（図1、2参照）

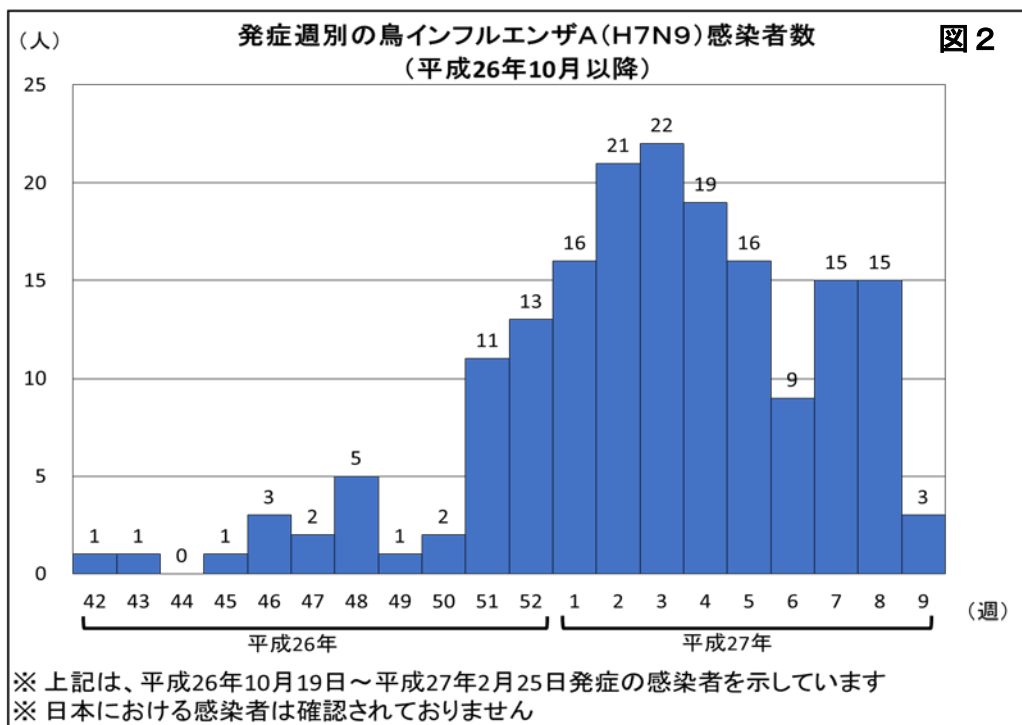
※※死亡者数は中国国家衛生計画生育委員会平成27年3月11日発表に基づく。

・上海市45名、北京市5名、江蘇省72名、安徽省22名、浙江省167名、河北省1名、河南省4名、山東省6名、広東省178名、江西省10名、福建省59名、湖南省25名、貴州省2名、広西チワン族自治区4名、吉林省2名、新疆ウイグル自治区10名、香港特別区12名・台湾4名・マレーシア1名・カナダ2名（輸入症例）



【平成26年10月以降の発生状況】

・感染が確定した者：176名  
 ・発生地域等：江蘇省17名、浙江省28名、広東省68名、福建省37名、新疆ウイグル自治区7名、上海市4名、香港特別区3名、江西省2名、山東省1名、安寧省4名、貴州省1名、湖南省2名、カナダ2名（輸入症例）



- 感染源は未確定だが、生きた家禽類等との接触による可能性が高い。
- 持続的なヒトーヒト感染は認められていない。
- 平成26年6月以降、発生は散発的だが、継続して状況を注視する。
- その他、以下を参照。
  - ・ 鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスの感染事例に関するリスクアセスメントと対応(平成26年3月28日更新) (国立感染症研究所)
   
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-m/flutoppage/2276-flu2013h7n9/a-h7n9-niid/4519-riskassess-140328.html>
  - ・ 鳥インフルエンザについて (ファクトシート) 2014年3月 WHO (厚生労働省検疫所)
   
<http://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/2014/03140901.html>

## 2. 家きん等における感染状況

- 国際獣疫事務局 (OIE) への報告では、平成 26 年 7 月 9 日現在、中国において 9 省・1 市・2 自治区で陽性が報告。また、平成 27 年 1 月 2 日現在、香港において 2 件の陽性が報告。
  - 中国の動物における鳥インフルエンザ (H7N9) のモニタリング検査の結果 (中国農業部公表資料)
    - ・ 平成 27 年 3 月 9 日時点の総数
      - RT-PCR 検査 : 831,588 検体中、173 検体で陽性が確認
      - 抗体検査 : 2,208,317 検体中、725 検体で陽性が確認
    - ・ 平成 27 年 3 月の結果
      - RT-PCR 検査 : 27,307 検体中、18 検体陽性
      - 抗体検査 : 149,486 検体中、86 検体陽性
- (参考) 農林水産省とりまとめ資料  
 中国における低病原性鳥インフルエンザ (H7N9) の発生状況 (OIE 報告とりまとめ)  
[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/china\\_lpaih7n9.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/china_lpaih7n9.pdf)  
 中国における鳥類等の低病原性鳥インフルエンザ (H7N9) の発生・検査状況の推移  
[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/img/h7n9\\_mapani.gif](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/img/h7n9_mapani.gif)  
 香港における低病原性鳥インフルエンザ (H7N9) の発生について (OIE 報告)  
[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/140130\\_hk\\_lpai\\_h7n9.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/140130_hk_lpai_h7n9.pdf)

## 3. 政府全体の主な対応

[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/about\\_h7n9.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/about_h7n9.html) (内閣官房 HP)

- 関係省庁実務者 (局長級) の会議の開催 (平成 25 年 4 月 18 日、平成 26 年 2 月 18 日)
- 関係省庁実務者 (課長級) の会議の開催 (平成 25 年 4 月 3 日、4 月 4 日)
- 「新型インフルエンザ等対策有識者会議専門家による情報交換の場」の開催 (平成 25 年 5 月 2 日)、「第 10 回、第 11 回新型インフルエンザ等対策有識者会議」での対応状況の報告 (平成 25 年 11 月 5 日、平成 26 年 11 月 7 日)
- その他、「新型インフルエンザ等対策に関する都道府県担当課長会議」(平成 25 年 7 月 16 日)、「新型インフルエンザ等対策に関する指定公共機関に係る説明会」(平成 25 年 8 月 23 日)の開催。

#### 4. 各府省庁の対応状況

##### (1) 内閣府

- 食品安全委員会において食品安全関係情報を取りまとめ、鳥インフルエンザ A(H7N9)についてもホームページで情報提供。

##### (2) 警察庁

- 平成 25 年 4 月 3 日（水）以降
  - ・ 都道府県警察等に対し、政府の対応等について情報提供。

##### (3) 金融庁

- 平成 26 年 3 月 11 日（火）以降、順次、各金融機関等の関係団体に対し、中国で発生している鳥インフルエンザ A(H7N9)に関する情報提供を実施。

##### (4) 総務省

- 平成 25 年 4 月 4 日（木）
  - ・ 都道府県の消防防災主管部局に対し、患者の発生について情報提供。（消防庁）
- 平成 25 年 4 月 9 日（火）
  - ・ 都道府県の消防防災主管部局に対し、政府の対応等について情報提供。（消防庁）
- 平成 25 年 5 月 2 日（木）
  - ・ 都道府県の消防防災主管部局に対し、鳥インフルエンザ A(H7N9)の指定感染症への指定等について事務連絡を発出。（消防庁）

##### (5) 法務省

- 平成 25 年 4 月 4 日（木）
  - ・ 地方入国管理官署に対し注意喚起。
- 平成 25 年 5 月 2 日（木）
  - ・ 地方入国管理官署に対し、指定感染症に定められる鳥インフルエンザ A(H7N9)の外国人患者の取扱いについて通知。

##### (6) 外務省

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>（海外安全ホームページ）

- 外務省海外安全ホームページ上に感染症スポット情報を発出し、注意喚起を実施。
  - ・ 平成 25 年 4 月 3 日（水）以降、随時発出。（最新：平成 27 年 3 月 13 日（金））
- 在外公館ホームページ及びメールマガジンにおいて、平成 25 年 4 月 1 日（月）以降、発生状況に合わせ、随時、中国における鳥インフルエンザ A(H7N9)発生の情報提供及び在留邦人に対する注意喚起を実施。
  - ・ 在中国大使館：平成 27 年 3 月 13 日（金）最新情報掲載。
  - ・ 在広州総領事館：平成 26 年 12 月 1 日（月）以降、随時発出（最新更新日：平成 27 年 3 月 13 日（金））
  - ・ 在上海総領事館：平成 26 年 11 月 3 日（月）以降、随時発出（最新更新日：平成 27 年 3 月 13 日（金））
  - ・ 在重慶総領事館：平成 27 年 3 月 11 日（水）に感染症スポット情報へのリンク提示。
  - ・ 在瀋陽総領事館：平成 27 年 2 月 26 日（木）に感染症スポット情報へのリンク提示。
  - ・ 在香港総領事館：平成 27 年 1 月 5 日（月）以降、随時発出（最新更新日：平成 27 年 2 月 25

日（水）

- 在上海総領事館において、平成 25 年 4 月 1 日（月）以降随時、日本人会、安全対策連絡協議会メンバー、地方自治体事務所及び邦人在住マンション掲示板にも上記の情報を伝達・告知。
- 平成 25 年 4 月以降、中国等における在外公館において、鳥インフルエンザ A(H7N9) に関する説明会等を実施。また、在香港総および在広州総において、現地法人向けに開催された安全対策連絡協議会等の機会を通じて同様の情報提供および注意喚起を実施。
- 本邦から専門医を上海、蘇州及び北京に派遣、講演相談会を実施（平成 25 年 4 月 26 日（金）～28 日（日））。

（7）財務省

- 平成 25 年 4 月 4 日（木）
  - ・ 税関関連部局に対し、情報提供等を実施。

（8）文部科学省

- 各国公私立大学病院に対し、中国で発生している鳥インフルエンザ A(H7N9) の患者発生に関して情報提供等を実施（平成 25 年 4 月 8 日）。
- 各都道府県・指定都市教育委員会総務課、私立学校主管課等に対し、同日付で「海外修学旅行の安全確保について」を通知し、域内及び所轄の学校へ安全確保に細心の注意を払うよう周知徹底を依頼（平成 25 年 4 月 24 日）。
- 各国公私立大学等に対し、「留学生に関する鳥インフルエンザの対応について」を通知し、留学生等の安全確保に細心の注意を払うよう周知徹底を依頼するとともに、留学生の受入れ・派遣等における適切な対応を依頼。また、各都道府県・指定都市教育委員会の総務課、私立学校主管課等に対しても、同様の通知「高校生等の留学等における安全確保について」を发出（平成 25 年 4 月 26 日）。

（9）厚生労働省

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleza/h7n9.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleza/h7n9.html)

- 新型インフルエンザ発生の場合に備え、省内の体制を確認・整備中。
- 情報収集し、関係者と情報共有を行うとともに、国民に対し情報提供を実施。  
鳥インフルエンザ A(H7N9) に関する Q&A  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleza/h7n9\\_qa.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleza/h7n9_qa.html)
- 鳥インフルエンザ A(H7N9) ウイルスの感染事例に関するリスクアセスメントと対応(平成 26 年 3 月 28 日更新) (国立感染症研究所)  
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-m/flutoppage/2276-flu2013h7n9/a-h7n9-niid/4519-riskassess-140328.html>

（その他以下の対応を実施）

- 平成 25 年 4 月 2 日（火）
  - ・ 全国の自治体に対し、発生状況を情報提供。
- 平成 25 年 4 月 3 日（水）
  - ・ 検疫所においてポスターを掲示し、中国への渡航者と中国からの帰国者へ注意喚起。
  - ・ 医療機関に対し、症例情報の提供を依頼する通知を自治体に发出。

- 平成 25 年 4 月 10 日（水）
  - ・ 中国から A(H7N9) ウイルス株が国立感染症研究所に到着。
- 平成 25 年 4 月 15 日（月）
  - ・ 検査セットを国立感染症研究所より都道府県や検疫所へ発送。
  - ・ 全国の自治体に対し、国内検査体制の事務連絡を発送。
- 平成 25 年 4 月 19 日（金）
  - ・ 検疫所において到着便の乗客に対し健康カードを配布
  - ・ 国立感染症研究所よりリスクアセスメントを発表（平成 25 年 5/1、5/21、8/30、11/5、平成 26 年 1/29、3/28 更新）
- 平成 25 年 4 月 26 日（金）
  - ・ 鳥インフルエンザ A(H7N9) を感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症に指定する等のための関連政令を公布。平成 25 年 5 月 6 日より完全施行。  
※平成 27 年 1 月 21 日、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令を廃止。
  - ・ 全国の自治体に対し、鳥インフルエンザ A(H7N9) ウイルス感染症に関する臨床情報（国立感染症研究所まとめ）について、事務連絡を発送。
  - ・ 全国の自治体に対し、鳥インフルエンザ A(H7N9) ウイルス感染事例に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版。国立感染症研究所作成）について、事務連絡を発送（5/6 改訂版を送付）。
- 平成 25 年 5 月 21 日（火）
  - ・ 全国の自治体に対し、鳥インフルエンザ A(H7N9) ウイルス感染症に対する院内感染対策（国立感染症研究所作成）に関する事務連絡を発送。
- 平成 25 年 7 月 26 日（金）
  - ・ WHO の A(H7N9) ワクチン製造候補株のリストに、国立感染症研究所が開発したワクチン製造候補株（NIIDRG-10.1）が掲載。
- 平成 25 年 9 月 2 日（月）
  - ・ 新型インフルエンザ専門家会議を開催し、A(H7N9) ワクチンの開発方針を了承。
- 平成 26 年 4 月 22 日（火）
  - ・ 鳥インフルエンザ A(H7N9) の感染症法上の指定感染症としての指定を 1 年延長することについて、閣議決定。平成 26 年 4 月 25 日に公布・施行。
- 平成 26 年 6 月 24 日（火）
  - ・ 新型インフルエンザ専門家会議を開催し、A(H7N9) ワクチンの臨床試験の実施方針を了承。
- 平成 27 年 1 月 21 日（水）
  - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が施行され、鳥インフルエンザ A(H7N9) を感染症法上の二類感染症に追加。

(10) 農林水産省

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

※中国からの生きた家きん、生鮮家きん肉及び卵については、同国における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、2004 年 1 月から輸入を禁止。

平成 25 年 4 月以降、以下の事項を実施。

- 国際獣疫事務局（OIE）からの情報収集、農林水産省及び動物検疫所のホームページに発生状況等を掲載するとともに、都道府県に対し情報提供。
- 従来から実施している家きんを対象とした鳥インフルエンザのサーベイランス対象鳥種に飼養されているハトを追加し、監視。
- 航空会社・船会社に対し、鳥インフルエンザ等の発生国からの直行便における旅行者や入国者へのアナウンスの実施や質問表の配布についての協力を依頼。
- 海外からの人や物の動きが激しくなる年末年始・旧正月等、伝染病の侵入リスクが高まる時期に、動物検疫の強化について、関係各府省庁及び都道府県に対し協力を依頼。

(11) 経済産業省

- 平成 25 年 4 月 8 日（月）
  - ・ 関係団体等に対して中国で発生している鳥インフルエンザ A(H7N9) の患者発生に関して情報提供を実施。

(12) 国土交通省

- 平成 25 年 4 月 4 日（木）～
  - ・ 各局（鉄道局・自動車局・海事局・港湾局・航空局・観光庁）から関係団体・事業者等に対し、中国で発生している鳥インフルエンザ A(H7N9) の患者発生に関する情報提供を実施。

(13) 環境省

<http://www.env.go.jp/nature/choju/infection/infection1.html>

※ 国内において定期的に野鳥の糞便（ガンカモ類平成 24 年 10 月～平成 25 年 5 月、平成 25 年 10 月～平成 26 年 4 月、平成 26 年 10 月現在）及び死亡個体（年間を通じて）のインフルエンザウイルス保有状況調査を実施しており、今のところ、A(H7N9) のインフルエンザウイルスは検出されていない。

- 平成 25 年 6 月 7 日（金）
  - ・ 中国での発生を受けて、平成 25 年 4 月下旬から 5 月下旬にかけて、シギ・チドリ類やハト類が飛来する干潟等、サギ類の集団繁殖地において野鳥の追加調査を実施。全国 7 箇所から採取された計 338 検体について検査した結果、鳥インフルエンザウイルスは確認されなかった旨公表。
- 平成 26 年 12 月 4 日（木）
  - ・ 平成 26 年 10 月のガンカモ類の定期糞便検査として、糞便 2,311 個を採取し、検査を実施し結果を公表。A(H7N9) のインフルエンザウイルスは検出されていない。
- 平成 26 年 12 月 26 日（金）
  - ・ 平成 26 年 11 月のガンカモ類の定期糞便検査として、糞便 2,337 個を採取し、検査を実施し結果を公表。A(H7N9) のインフルエンザウイルスは検出されていない。
- 平成 27 年 1 月 30 日（金）
  - ・ 平成 26 年 12 月のガンカモ類の定期糞便検査として、糞便 2,009 個を採取し、検査を実施し結果を公表。A(H7N9) のインフルエンザウイルスは検出されていない。
- 平成 27 年 2 月 27 日（金）
  - ・ 平成 27 年 1 月のガンカモ類の定期糞便検査として、糞便 1,905 個を採取し、検査を実施し結果を公表。A(H7N9) のインフルエンザウイルスは検出されていない。

<関係府省庁の照会先について>

1. 人における感染状況関係について

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257

2. 家きん等における感染状況関係について

農林水産省消費・安全局動物衛生課 03-3502-5994

3. 政府の主な対応関係について

内閣官房新型インフルエンザ等対策室 03-6257-1310

4. 各府省の活動状況関係について

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課 03-6234-1124

警察庁警備局警備企画課 03-3581-0141

金融庁総務企画局政策課 03-3506-6000

総務省消防庁消防・救急課救急企画室 03-5253-7529

法務省入国管理局総務課企画室 03-3592-6852

外務省領事局政策課 03-5501-8152

財務省大臣官房総合政策課政策推進室 03-3581-7934

文部科学省大臣官房総務課 03-6734-2156

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257

農林水産省消費・安全局動物衛生課 03-3502-5994

経済産業省大臣官房総務課 03-3501-1327

国土交通省大臣官房危機管理室 03-5253-8974

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 03-5521-8285